

本校開設に関係する各法令の主旨に基づき、ここに平成 26 年度の学校関係者評価の結果を公表いたしますので、本校における教育の現状を正しくご理解いただきますようお願いいたします。また、本校の改善に資するためのご助言がいただけましたら、幸甚に存じます。

平成 26 年度北斗文化学園インターナショナル調理技術専門学校「学校関係者評価」の結果について

1.教育理念に関する学校関係者評価の結果

(1)教育理念と目的の明確化について

本校は、昭和 16 年創立の室蘭文化洋裁女学院を前身校であり、昭和 41 年度より、指定調理師養成施設としての認可を受け、「一般課程調理師科」として開設されました。北斗文化学園の設置校として、平成 11 年度より、二年制専門課程となり、進む調理師業界の国際化に対応すべく、平成 16 年度からフランス共和国国立の調理専門学校と正式に学務提携を締結し、相互に交流を重ねて参りました。現在は、平成 20 年度より独立校化し、現在は、北海道胆振日高管内唯一の衛生分野(調理師)の人材育成に取り組んでいます。常に、教育理念はもとより、育成人材像、教育目的等を学園グループ全体として明確にし、公表しています。

(2)学校の特色の明示について

本校の特色である産学連携体制(現場実習制度)を確立していることなどは、様々な方法で明示しており、またその根拠も明確にしています。

2.教育活動に関する学校関係者評価の結果

(1)育成させて頂くべき人材像の確立

本校では、産学連携の一環として、関連する調理業界からの人材ニーズを把握・明確化し、育成人材像はもとより、到達目標やカリキュラム体系を含めて、教育計画全体の見直しを定期的に行っています。

(2)教育目標の設定と達成

本校では、毎年教育目標を見直し、目標達成に向けた年間計画を策定し、実施しています。万が一、目標の達成が難しくなった場合には、原因の究明と活動計画の見直しを行い、教育の改善に努めています。

(3)カリキュラムの策定

本校では、産学連携の一環として、調理業界からの専門的知識と技術のニーズを先んじて取り込むべく、カリキュラムに反映させています。カリキュラムの内容、クオリティについて毎年見直しを行い、最新のニーズと専門的知識、技術に対応しています。

(4)授業の評価と改善

授業内容は定期的に学生からの評価アンケートを収集し、授業の改善に努めています。教員のインストラクション技術については、上級教員等による授業参観のほか、教員自身による授業評価を通じて点検を行うことをルール化し、実施しています。

(5)教員の確保とスキルの向上

本校では、教員のスキル基準を規定し、定期的に評価しています。教員の育成制度として、新任講師に対しては、法制度やインストラクション技術の修得などの基礎教育を含め、年間計画を立てて育成する体制を構築しています。一方、ベテラン講師にはスキル階層に応じた階層別に内部、外部の研修に参加させることその他、専門技術分野に応じた育成制度を適用することにより、社会のニーズに応える人材を育成することの出来る教員の育成に努めています。

(6)教育の国際化

本校では、積極的に海外の教育機関、実業の現場と交流を持ち、講師の招へいや学務提携校の教員の相互派遣、研修生、留学生の交換を進んで行っております。特にフランス共和国の国立調理専門学校との交流は、平成26年度で10年目を迎え、その交流は、一層の充実を迎えております。

3.教育成果に関する学校関係者評価の結果

(1)就職率の向上

本校では、ハローワークから無料職業紹介事業所としての認可を受け、学生に職業の紹介をしています。

また、本校独自の求人開拓により収集された求人情報と進路資料を公開すると共に、クラス担任より学生1人1人の要望に基づいて、計画的に就職指導を行っています。担任と就職担当者は、連携して求人企業と学生の相性を含め、最適な就職先が選定できるよう1人1人指導しています。

進路指導上、求人動向及び内定情報、企業の求人充足状況などの管理、も行っています。

(2) 就職率の向上

本校では、学科別に年間目標を定め、入学から卒業までの間に実社会で必要とされる人材となるように就学期間内で計画を立て、組織的・体系的な指導を行っています。常に実業の現場で校外実習時において指導者となる現場職員の方々との交流を通じ、最新の業界のニーズに即した教材の選定や開発など、学生が効率的に学習を進め、資格を取得し、実社会において就職できるように努めています。

(3) 学生指導と退学率の低減策

本校では、クラスを担任制度で運用することにより、学生1人1人の修学状況を把握・管理すると同時に、成績を含め、異動状況等を定期的に保護者へ通知しています。また、問題を抱える学生を早期に発見し、休退学に至るのを防止するための仕組みと体制を構築し、運用しています。

(4) 在校生等の社会的活動

在校生が、積極的にボランティア活動を通じて社会に参加する様推奨しております。地域社会の行事、地方公共団体や各種関連業界団体、福祉施設等のご依頼に積極的に参加し、出来る限りこれらの要請に応じるようにしています。また、このことにより、学生は、社会との繋がりを意識することとなり、これは、結果として就職に向けた意識の醸成の一端をなす活動と位置付けています。

4. 法令等の遵守

(1) 本校におけるコンプライアンス

本校では、学園本部に法律の専門家を顧問として迎えています。このことにより、新制度や規則の制定、各種届出などの際に、学校側だけではなく、専門家による確認を行うことにより、二重のチェック体制を敷いています。これは、人間教育を実施する学校法人として、法令等を遵守する姿勢である体制を構築するとともに、設置校が、学園本部への報告を通じて、これを専門家へ確認を依頼することにより、規則規定等の運用の適切性を検証しています。

(2) 入学時におけるコンプライアンス

本校では、入学者の学校選択に必要な学校案内、学生募集要項等に正確な情報を記載し、誤解を招く様な表記を用いない学校紹介に務めます。また、入学試験の実施と選考、結果の発表についても厳正に実施し、選考委員会の判定を経てこれを決定します。さらに、学生の入学に伴う、各種校納金納入に際して、各種法令や所轄省庁の指導の下、これを適正に実施します。

(3) 財務に関するコンプライアンス

本校では、適正なる入学者を確保し、安定した学校経営を目指します。また、遵守すべき各種法令や基準に基づいて制定された各種規定に基づき学校が運営されます。これらについては、監査法人の外部監査を定期的に受け適切な学校運営がなされているかが確認されます。

(4) 個人情報保護の対策

本校では、顧問の法律の専門家から指導を頂き、現在の各種法令に基づいて制定した手順により、すべての個人情報の取り扱いを厳密に定め、運用しています。また、近年、社会的に問題となるITの使用に端を発する情報漏えいや、SNS等による人権侵害、特定の組織や団体、事業者等の事業活動の妨げにならないように各種規定制定するだけでなく、これらについての啓発を行っています。

(5) 学校関係者評価の実施

本校では、平成19年から自主的に、学校関係者評価を行っていましたが、これを広くWeb等にて公表はしていませんでした。今後は、積極的にこれを公開してまいります。

本校における学校関係者評価の詳細については、本校内で詳細報告書を公開しています。閲覧ご希望の方は、来校日時を予約の上、ご来校ください。

以上